

令和5年度 第1回あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議

- 1 期日 令和5年7月24日（月）
- 2 委員 障害者虐待防止ネットワーク会議委員14人
（福祉関係者5人、保健・医療関係者2人、教育関係者2人、法律関係者1人、
関係機関の職員3人、市職員1人）
- 3 議事
 - （1）あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議について
 - （2）あきる野市障害者虐待防止センターの役割について
 - （3）令和4年度障害者虐待相談及び通報状況について
 - （4）虐待ケース報告について
 - （5）令和5年度障害者虐待防止対策事業計画について
- 4 その他
- 5 閉会

委員意見等

意見：「虐待防止センター」と「障がい者支援課」のどちらに通報するのか。

事務局：通報は「虐待防止センター」と「障がい者支援課」の両者ともに受け付けている。

意見：相談と通報との違いはなにか。

事務局：虐待にあたるか事前に相談が入ることもあり、その際は相談として計上している。

市内の事業所を利用している障がい者であっても、障害福祉サービス受給者証を発行している区市町村があきる野市以外であった場合は、受給者証を発行している区市町村（援護の実施者）が虐待通報先となる。その際は通報先を紹介等するため、相談として計上している。

意見：障害者虐待防止の周知活動はどのように行っているか。

事務局：市ホームページや広報紙に掲載している。イベントに参加し、パネル等を掲示している。虐待防止パンフレットを作成し配布や配置をしている。

意見：対応方針の協議には誰が参加するのか。

事務局：障がい者支援課長や係長、障害者虐待防止センター職員、計画相談支援員等が参加している。状況に応じて関係機関の職員等に参加をお願いしている。

会長：事業所の運営に関する問題についての対応はどのように行うのか。

副会長：事業所の運営上の問題の場合は監査担当課につなげることが妥当だと思われる。

委員：同居家族から高齢者の虐待と障がい者の虐待が疑われる場合はどのように対応するのか。

事務局：高齢者虐待担当課で高齢者虐待を対応し、障害者虐待担当課で障害者虐待を対応するが、必要に応じて情報連携を行っている。

委員：虐待対応として虐待疑いの家族と話をしたことにより変化はあったか。また障がい者から話を聞く時は家族等が同席せずに聞くことができているのか。

事務局：虐待疑いの家族への聞き取りや支援方法の検討を話し合うことで、支援の目が複数入り、虐待の抑止力になっている。家族を同席させず障がい者から聞き取りをすることはできているが、発語が少ない方や発語が困難な方からの聞き取りは難しいため、聞き取りに工夫が必要である。

その他

第2回障害者虐待防止ネットワーク会議予定 令和6年2月頃

以上